

令和2年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名：

鷹番学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある「評価の着眼点」を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○：できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△：一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×：できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「-：該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

| 区 分 | チェック項目 | 結果 | コメ ント |
|-----------------------|--|---|---|
| 1 趣 旨 | ○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 | ○ | 放課後児童クラブ運営指針を踏まえて保育運営を行っている。 |
| 2 放課後児童健全育成事業の役割 | ○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。 | ○ | 「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に備え、子どもが安全に安心して過ごすことができ、子ども一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開している。 |
| 3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本 | (1)放課後児童クラブにおける育成支援 | ○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。 | ○子ども達が安心して過ごせるような環境を整え安全面に配慮しながら、子ども達の健全な育成を図るための支援を行っている。 |
| | (2)保護者及び関係機関との連携 | ○保護者や学校等の関係機関と連携している。 | ○子ども達の日々の様子は連絡帳やクラブ便り、個人面談で保護者と情報共有している。また学校等関係機関とは担任との懇談や、必要に応じて情報交換の場を設け実施している。 |
| | (3)放課後児童支援員等の役割 | ○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。 | ○職員は放課後児童支援員研修に参加し役割について理解している他、様々な研修等に参加し、自己研鑽に励んでいる。 |
| | (4)放課後児童クラブの社会的責任 | ○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。 | ○子どもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行っている。子どもに影響がある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障している。実施している育成支援の内容は保護者会で説明している。 |
| 4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理 | (1)社会的責任・職場倫理 | ○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。 | ○放課後支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めている。 |
| | (2)法令遵守のための組織的取組 | ○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。 | ○研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に向けている。 |
| 5 要望及び苦情への対応 | ○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。 | ○ | 要望や苦情があった場合は、職員間、子育て支援課と情報共有や対策を講じながら、迅速に誠意を持って対応している。 |
| 6 事業内容向上への取り組み | (1)職員集団のあり方 | ○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。 | ○育成支援の中での連携を効果的に行うとともに、会議の開催や記録の作成等を通じて情報交換や情報共有を図っている。 |
| | (2)研修等 | ○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。 | ○職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。 |
| | (3)運営内容の評価と改善 | ○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。 | ○令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、HPでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。 |
| 7 子どもの発達理解 | ○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。 | ○ | 子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行っている。 |

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

| 区 分 | チェック項目 | 結果 | コメ ント |
|----------------------|--------------------------------|---|--|
| 8 育成支援の内容 | (1)育成支援の内容 | ○育成支援の内容について理解している。 | ○子どもが主体的に過ごし一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要な方法や、障害のある子ども等に適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築等の内容について理解している。 |
| | (2)育成支援の留意点 | ○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。 | ○育成支援の留意点を理解した上で、毎年保育方針を作成し、それを基に保育を行っている。 |
| 9 障害のある子どもへの対応 | (1)障害のある子どもの受入れの考え方 | ○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。 | ○障害のある子どもが利用するための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受け入れに努めている。 |
| | (2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点 | ○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。 | ○職員は様々な研修や学習会を通じて、障害や障害児保育に対する理解を深めている。 |
| 10 特に配慮を必要とする子どもへの対応 | (1)児童虐待への対応 | ○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。 | ○児童虐待が疑われる場合には、子育て支援課と協議の上で、子ども家庭支援センターや児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切に対応していく体制を整えている。 |
| | (2)特別の支援を必要とする子どもへの対応 | ○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。 | ○子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、子ども家庭支援センターや関係機関と連携して適切な支援につなげられる体制を整えている。 |
| | (3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項 | ○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。 | ○子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意している。 |
| 11 保護者との連携 | (1)保護者との連絡 | ○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。 | ○主に連絡帳を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子、その他子どもに関わることを保護者と学童保育クラブでお互いに情報共有をしている。 |
| | (2)保護者からの相談への対応 | ○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。 | ○連絡帳でのやり取りや個人面談、親子行事への参加時に情報交換や相談に適宜対応し、保護者と信頼関係を築くことに努めている。 |
| | (3)保護者及び保護者組織との連携 | ○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。 | ○新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、保護者との協力関係を構築できるよう保護者会や保護者が参加する活動・行事を設けるほか、父母の会等の保護者組織の活動についても支援し、連携している。 |

| | | | | | |
|----|-------------------------|--------------------------|---|---|--|
| 12 | 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務 | (1)育成支援に含まれる職務内容 | ○育成支援に係る職務を実施している。 | ○ | 保育方針を基に月案等を作成し、保育を行い、実践後は日誌にまとめ、記録している。職場内や保護者への情報共有をし、事例検討をおこなって育成支援内容の充実や改善に努めている。 |
| | | (2)運営に関わる業務 | ○運営に関わる業務を実施している。 | ○ | 打ち合わせや申し合わせ、引継ぎを丁寧に行い、職場内で情報共有をしながら、スムーズに運営が行えるようにしている。 |
| 13 | 学校との連携 | (1)学校との連携 | ○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。 | ○ | 必要に応じて、学校の担任や教諭と懇談等を設け、情報交換や情報共有を行い、連携が図れるようにしている。 |
| | | (2)学校との連携におけるプライバシーの保護 | ○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。 | ○ | 学校と情報交換や情報共有を行う際には、個人情報の取り扱いや秘密保持について、事前に取り決めをし、確認が取れていないものに関してはその都度行っている。 |
| 14 | 保育所、幼稚園等との連携 | | ○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。 | △ | 様々な保育所・幼稚園の出身児童が多い。近隣の保育所とは連携がとれる状況だが、全ての園との連携は難しい。新型コロナウイルス感染症の流行により難しい状況であるが、地域の連絡会等を活用した協力関係の構築を模索している。 |
| 15 | 地域、関係機関との連携 | | ○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。 | ○ | 新型コロナウイルス感染症の流行により、地域との関係を深める場が少なかったが、関係機関が主催する会議等に参加し、住区、PTA、主任児童委員、町会長等と連携が取れるよう関係作りを進めている。 |
| 16 | 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ | (1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ | ○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 | △ | 単独施設のため、学校施設を活用した放課後児童クラブ運営とはならないが、行事や活動によって学校施設を利用し、連携が取れるようにしている。 |
| | | (2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ | ○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 | △ | 単独施設のため、児童館を活用した放課後児童クラブ運営とはならないが、行事や活動によって地域内外の児童館を利用し、連携が取れるようにしている。 |

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

| 区分 | チェック項目 | 結果 | コメント |
|----|-----------------|----|---|
| 17 | (1)衛生管理 | ○ | 新型コロナウイルス感染症対応を含め、日常の衛生管理に努めている。衛生管理や感染症に関するマニュアル、ガイドラインに従って対策を講じ、対応している。 |
| | (2)事故やケガの防止と対応 | ○ | ○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。 |
| | (3)防災及び防犯対策 | ○ | ○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。 |
| | (4)来所及び帰宅時の安全確保 | ○ | ○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。 |

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

| 区分 | チェック項目 | 結果 | コメント |
|----|------------------|----|--|
| 18 | (1)施設 | ○ | 放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。 |
| | (2)設備、備品等 | ○ | ○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。 |
| 19 | (1)職員配置 | ○ | ○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。 |
| | (2)育成支援の実施 | ○ | ○支援の単位ごとに育成支援を行っている。 |
| | (3)放課後児童支援員の雇用形態 | ○ | ○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。 |
| | (4)勤務時間 | ○ | ○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。 |
| 20 | 子ども集団の規模(支援の単位) | △ | ○適切な子ども数等の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。 |
| 21 | 開所時間及び開所日 | ○ | ○開所時間及び開所日を適切に設定している。 |
| 22 | 利用開始等に関する留意事項 | ○ | ○区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。 |
| 23 | (1)運営主体の要件 | ○ | ○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。 |
| | (2)運営上の留意事項 | ○ | ○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。 |
| 24 | 労働環境整備 | ○ | ○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。 |
| 25 | (1)会計管理 | ○ | ○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。 |
| | (2)情報公開 | ○ | ○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。 |